

高岡市芸術文化団体協議会細則

平成11年5月31日施行
平成14年6月5日改正
平成19年3月22日改正
平成29年4月20日改正
平成31年4月19日改正
令和2年5月24日改正
令和4年4月21日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、高岡市芸術文化団体協議会の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 この会の会員は、会員相互の協調を図り、この会の名誉を重んじるものとする。

(委員会、部会及び部門)

第3条 この会に、文化事業委員会並びに、芸術舞台公演部会、音楽公演部会、華道部会、茶道部会を置く。

- 2 文化事業委員会は、各部門の代表者で組織し、芸術文化振興を目的とした、高岡市芸術祭以外の事業活動に関する企画運営、立案等を行う。
- 3 必要に応じ、各部会、文化事業委員会の委員長および副委員長による連絡協議会を開催し、相互連携を図る。
- 4 芸術舞台公演部会に次の部門を置く
日本舞踊・能楽・詩吟・剣詩舞・民謡民舞・洋舞・その他
- 5 音楽公演部会に次の部門を置く
箏曲・尺八・小唄・洋楽・合唱・声楽・琵琶・その他
- 6 必要に応じ、この会にその他の部会及び部門を置くことができる。

(入会)

第4条 この会は、この会の目的に賛同し、入会を希望するものに対して、原則としてこれを拒まないものとする。

- 2 この会に入会を希望するものは、別に定める入会申請書に所定の事項を記入のうえ、会員2名の推薦を得て、毎年3月末日までに会長に提出するものとする。
- 3 会長は、前項の申請書を受理したときは、理事会に提案し、理事会において審議するものとする。
- 4 会長は、前項で審議された事項について総会に報告し、承認を得るものとする。

(役員推薦)

第5条 各部門は、役員改選時に事前に次期役員候補を会長に推薦することができる。

- 2 会長は、前項の推薦のあった役員候補について、必要に応じて副会長の意見を聴いて理事会に諮るものとする。
- 3 会長は、特に高岡市芸術文化団体協議会の円滑な運営に大きな役割を果たす会員を、役員候補として理事会に推薦することができる。

(年会費)

第6条 この会の年会費は、団体会員 7,000 円、個人会員 3,000 円とする。
2 会長は、必要に応じ、理事会に諮って年会費を改正することができる。

(委 任)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。